

### 第3節 再審査事件の概況

#### 1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和4年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越38件と新規申立て14件を合わせた52件で、そのうち、令和4年12月末までに、22件が終結した（第9表）。

#### 2 再審査事件の終結状況

終結した22件は、棄却が5件、全部変更が1件、一部変更が5件、和解認定が11件であった（第9表）。

## 第9表 再審査事件一覧

### (1) 前年からの繰越事件 (38件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E事件 (21年度一時金等)	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
3	E事件 (再雇用)	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1 棄却	28不再15 H28.4.5 係属中	労 1
4	A事件	30不24 H30.3.30 R1.6.10	2・3 全部救済	元不再25 R1.6.17 R4.7.5	使 2・3 和解認定
5	U事件(団体交渉)	29不32 H29.4.24 R1.7.10	2 棄却	元不再31 R1.7.22 R4.3.29	労 2 棄却
6	M事件	29不3 H29.1.13 R1.8.21	2・3 全部救済	元不再37 R1.8.27 R4.12.20	使 2・3 一部変更
7	J事件	29不51 H29.7.14 R1.9.4	2 全部救済	元不再44 R1.9.18 R4.1.31	使 2 全部変更
8	S事件	27不94 H27.10.13 R1.9.25	1・3 一部救済	元不再50 R1.10.7 R4.8.9	労 1・3 棄却
9	G事件	28不85 H28.12.8 R1.10.23	1・3 一部救済	元不再56 R1.10.30 R4.12.14	使 3 和解認定

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	C事件	28不67 H28. 9. 29 R1. 11. 13	1・3 全部救済	元不再59 R1. 11. 15 R4. 4. 5	使 1・3 和解認定
11	Z事件	29不79 H29. 10. 30 R2. 2. 5	1・3・4 全部救済	2不再2 R2. 2. 13 R4. 3. 29	労 1・3・4 一部変更
12				2不再5 R2. 2. 18 R4. 3. 29	使 1・3・4 一部変更
13	W事件	30不93 H30. 12. 17 R2. 3. 4	2・3 全部救済	2不再9 R2. 3. 6 R4. 5. 16	使 2・3 棄却
14	J事件	28不86 H28. 12. 12 R2. 3. 26	2 棄却	2不再15 R2. 4. 3 係属中	労 2
15	N事件	29不35 H29. 5. 8 R2. 4. 8	1・2 一部救済	2不再19 R2. 4. 20 R4. 3. 17	労 1 棄却
16				2不再20 R2. 4. 21 R4. 3. 17	使 2 棄却
17	J事件	27不71 H27. 7. 31 R2. 9. 17	1・2・3 一部救済	2不再36 R2. 9. 30 R4. 9. 29	使 1・2・3 一部変更
18				2不再37 R2. 9. 30 R4. 9. 29	労 1・3 一部変更
19	A事件	31不25 H31. 3. 25 R3. 3. 11	2・3 一部救済	3不再9 R3. 3. 22 係属中	使 2

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
20	K事件	元不44 R1. 6. 3 R3. 3. 11	2・3 全部救済	3不再10 R3. 3. 22 係属中	使 2・3
21	J事件（分離命令）	29不30 H29. 4. 18 R3. 3. 25	1 棄却	3不再11 R3. 4. 5 係属中	労 1
22	D事件	31不6 H31. 1. 30 R3. 4. 8	1・2・3 棄却	3不再13 R3. 4. 19 係属中	労 1・2・3
23	A事件	31不5 H31. 1. 29 R3. 6. 30	2 全部救済	3不再19 R3. 7. 13 係属中	使 2
24	W事件	30不46 H30. 6. 26 R3. 7. 8	2 棄却	3不再21 R3. 7. 19 係属中	労 2
25	N事件	元不63 R1. 8. 21 R3. 7. 15	2・3 一部救済	3不再22 R3. 7. 26 R4. 3. 9	使 3 和解認定
26				3不再23 R3. 7. 29 R4. 3. 9	労 2・3 和解認定
27	S事件	元不41 R1. 5. 27 R3. 7. 28	1・3 棄却	3不再26 R3. 8. 11 R4. 12. 20	労 1・3 和解認定
28	N事件	2不25 R2. 2. 10 R3. 8. 18	2 一部救済	3不再30 R3. 8. 25 係属中	使 2
29	J事件	元不82 H31. 1. 11 R3. 9. 16	3 全部救済	3不再35 R3. 9. 29 係属中	使 3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
30	S事件	元不33 R1. 5. 15 R3. 9. 29	1・2・3 一部救済	3不再36 R3. 9. 30 係属中	労 1・2・3
31				3不再40 R3. 10. 13 係属中	使 2
32	N事件 (再雇用団交)	元不48 R1. 6. 20 R3. 9. 29	2 棄却	3不再39 R3. 10. 12 係属中	労 2
33	N事件	30不44 H30. 6. 19 R3. 11. 10	2・3 一部救済	3不再43 R3. 11. 17 係属中	使 2
34	K事件	29不87 H29. 11. 28 R3. 11. 10	1・2・3 棄却	3不再44 R3. 11. 24 係属中	労 1・2・3
35	N事件	元不39 R1. 5. 27 R3. 11. 24	2 棄却	3不再45 R3. 12. 6 係属中	労 2
36	A事件	31不11 H31. 2. 12 R3. 12. 9	3 全部救済	3不再48 R3. 12. 13 係属中	使 3
37	Z事件 (団体交渉)	元不53 R1. 7. 4 R3. 12. 9	2 全部救済	3不再49 R3. 12. 17 R4. 9. 5	使 2 和解認定
38	M事件	30不95 H30. 12. 18 R3. 12. 9	1・3 全部救済	3不再52 R3. 12. 22 R4. 11. 28	使 1・3 和解認定

## (2) 令和4年の申立事件 (14件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	2不52 R2.6.9 R4.2.28	2  全部救済	4不再4 R4.3.2 係属中	使 2
2	N事件	30不69 H30.10.1 R4.3.7	2・3  全部救済	4不再6 R4.3.8 R4.10.17	使 2・3 和解認定
3	S事件	30不41 H30.5.31 R4.3.24	2・3  一部救済	4不再8 R4.4.5 R4.12.26	使 3 和解認定
4				4不再12 R4.4.7 R4.12.26	労 2・3 和解認定
5	D事件	元不42 R1.5.29 R4.3.30	3  一部救済	4不再13 R4.4.12 係属中	使 3
6				4不再14 R4.4.12 係属中	労 3
7	U事件	29不31 30不10 H29.4.24 H30.2.8 R4.4.14	1・3  棄却	4不再18 R4.4.26 係属中	労 1・3
8	N事件	2不43 R2.5.8 R4.5.9	1・3  一部救済	4不再19 R4.6.2 係属中	使 1

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	○事件	元不54 R1. 7. 5 R4. 5. 26	1・2・3 一部救済	4 不再24 R4. 6. 8 係属中	使 1・2・3
10	T事件	2 不55 R2. 6. 16 R4. 6. 9	2 棄却	4 不再27 R4. 6. 20 係属中	労 2
11	T事件	2 不40 3 不27 R2. 4. 20 R3. 4. 2 R4. 8. 24	1・2・3 一部救済	4 不再34 R4. 9. 5 係属中	労 1・3
12	U事件	2 不24 R2. 3. 16 R4. 10. 20	2 全部救済	4 不再37 R4. 12. 7 係属中	使 2
13	Y事件	2 不77 R2. 8. 19 R4. 12. 7	2・3 全部救済	4 不再41 R4. 12. 15 係属中	使 2・3
14	A事件	30不31 H30. 4. 12 R4. 12. 7	1・3 一部救済	4 不再42 R4. 12. 20 係属中	労 1・3